

第8章

国際交流・協力の推進

総論

社会や経済の急速な高度化・グローバル化が進む中、権威主義的体制による既存の国際秩序に対する挑戦的姿勢の強化やグローバルサウスと呼ばれる途上国・新興国の存在感の高まりをはじめとして、国際社会及び我が国を取り巻く環境は大きく変化しています。我が国が今後も健全に成長し魅力ある国であるためには、諸外国との交流や協力を一層充実させていくことが重要です。このため、文部科学

省では、留学生交流や研究者交流などの人的交流を推進するとともに、文部科学大臣による国際会議出席や各国・地域の要人等との会談、各国の日本大使館等における情報収集、経済協力開発機構（OECD）や国際連合教育科学文化機関（UNESCO：ユネスコ）等の国際機関への支援等を通じ、各分野において、相手国・地域のニーズ等を踏まえた国際協力の取組を強化しています。

第1節 国際情勢と教育

1 外国人の受入れ・秩序ある共生のための施策の充実

近年、日本語指導が必要な児童生徒や国内の日本語学習者は増加傾向にあり、また、在留資格「特定技能」の対象分野拡大等を背景に、今後日本語教育を必要とする外国人の数はさらに増加することが見込まれます。令和7年11月、外国人の受入れ・秩序ある共生社会実現に関する関係閣僚会議が設置され、8年1月、外国人との秩序ある共生社会の実現に向け、基本的な考え方や取組の方向性を示す「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」が新たに取りまとめられました。文部科学省では、これらの基本方針に基づき、関係省庁との連携の下、日本語教育の充実や、外国人の子供の就学機会の確保、外国人留学生の適切な受入れや在籍管理の徹底等、日本人と外国人との秩序ある共生社会の実現に向けて必要な取組を推進しています。

2 ウクライナへの支援

ウクライナからの避難民への支援について、文部科学省では、「ウクライナ避難民対策連絡調整会議」や、その下に設置された「ウクライナ避難民の対応に関するタスクフォース」で議論された政府全体の方針に基づき、積極的に取り組んでいます。また、令和6年2月に締結した文部科学省とウクライナ教育科学省との覚書に基づき、同年7月に盛山文部科学大臣（当時）がウクライナの首都キーウを訪問し、教育・科学技術協力合同委員会が開催され、これらの結果を踏まえ「文部科学省 ウクライナ支援パッケージ」を取りまとめました。これに基づき、人的交流・科学技術・教育・文化・スポーツの分野での支援を実施しています。

第2節 多国間の枠組みにおける取組

1 多国間の枠組みにおける教育改革

教育は、各国共通の課題として、様々な国際枠組みにおいて議論が積み重ねられてきました。また、グローバルな社会課題や急速なデジタル化の進展に対応するための、新たな教育の在り方も求められています。こうした国際的な議論を踏まえつつ、文部科学省は各国と連携しながら共通課題の解決に向けた協働を進めております。

(1) G7教育大臣会合

G7各国が持ち回りで開催し、教育の質向上や国際的な教育協力を主要議題として、各国の教育担当大臣が参加している会議です。令和7年は教育大臣会合の開催はありませんでしたが、6年にイタリアにて開催されたG7教育大臣会合のフォローアップ会合が開催され、日本が人材育成と教育のデジタル化を戦略的に進め、AI時代に対応した包摂的で質の高い教育・TVETシステムを構築していることを示しました。世界をリードする責任を有するG7の一員として、教育の重要性を確認し、今後の教育の在り方

について引き続き世界に発信していきます。

(2) G20教育大臣会合

令和7年10月にG20教育大臣会合が議長国南アフリカ共和国のスクケザで開催されました。同会合では、①質の高い基礎学習、②グローバルな文脈における資格の相互承認及び③変化する世界のための教育専門職育成についての方策について、各国より共有され、議長宣言としてまとめられました。

(3) ASEAN + 3教育大臣会合

東南アジア11か国から成る共同体である東南アジア諸国連合（ASEAN）に対して、文部科学省は教育、文化、スポーツの分野で日ASEAN及びASEAN+3（日本・中国・韓国）等の枠組みを通じた協力関係の強化に努めています。例えば、域内の人材育成・交流の促進、知見の共有を図るため、ASEAN+3教育大臣会合が隔年で開催されています。

(4) 日中韓教育大臣会合

平成27年11月の第6回日中韓サミットで開催が合意され、平成28年1月に第1回会合が開催されました。以後、3か国が持ち回りで2年毎に開催しています。教育における草の根の交流の継続を目的とし、直近では令和6年6月に第4回会合が開催され、3か国間の今後の教育協力の方向性について合意し、会合の成果文書として共同声明を採択しました。同声明では、DX時代における教育協力、青少年交流の強化、キャンパス・アジアの更なる発展等について協力していくこととしています。第5回会合は日本で開催される予定です。

2 その他の枠組みにおける取組

(1) アフリカ開発会議（TICAD）

文部科学省では、令和7年8月20日～22日に横浜にて開催された第9回アフリカ開発会議（TICAD9）に際し、アフリカ諸国との連携強化を図るべく、教育・科学技術・文化・スポーツ分野の各種イベントやセミナーを実施するとともに、日本型教育の海外展開をはじめとするブース・パネル展示を通じて日本の取組を広く発信しました。あべ文部科学大臣（当時）は、JICA、世界銀行との共催イベント「日本とアフリカ間における国際頭脳循環の促進」等のテーマ別イベントに出席しました。

(2) 「[中央アジア+日本] 対話」（CA+JAD）

令和7年12月19日～20日に東京都内にて開催した「[中央アジア+日本] 対話（CA+JAD）・首脳会合」に

際して、松本文部科学大臣はウズベキスタン共和国が主催する高等教育に関する会合に出席の上、ミルジョーエフ大統領と会談し、今後の両国間の交流の深化について意見交換を行いました。また、松本大臣は、ウズベキスタンのシャリポフ高等教育・科学・イノベーション大臣等との間で両国政府間の高等教育分野における協力に関する取り決めに署名しました。

(3) 経済協力開発機構（OECD）

我が国をはじめ38か国が加盟するOECDでは、様々な分野における政策調整・協力、意見交換や調査研究などを行っています。教育分野では、各国における教育改革推進や施策の充実に寄与することを目的として、教育統計や指標の開発と分析が行われています。我が国は「生徒の学習到達度調査」（PISA）、「国際成人力調査」（PIAAC）、「国際教員指導環境調査」（TALIS）などの事業に参加しており、令和7年度には、PISA2025調査が行われたほか、TALIS2024の調査結果が公表されました。

(4) 東南アジア教育大臣機構（SEAMEO）

文部科学省では、ASEAN諸国11か国等から成る東南アジア教育大臣機構（SEAMEO）に対して、同機構が設置するセンターが実施する職員研修等に講師として専門家を派遣するなどの連携強化を図っています。

また、東南アジア教育大臣機構・高等教育開発センター（SEAMEO-RIHED）が実施する学生交流プログラム（AIMS：Asian International Mobility for Students Programme）に日本の11大学を含む東南アジア・日韓の延べ約90機関が参加し、学生交流が行われています。

さらに、SEAMEO加盟国内における「持続可能な開発のための教育（ESD）」を促進するため、ESDに関する顕著な取組を行っている東南アジアの小・中・高等学校を表彰する「SEAMEO-Japan ESD Award」を実施しています。平成24年度から令和7年度までに、東南アジアの11か国、累計で1,778校の応募がありました。

(5) アジア・太平洋経済協力（APEC）

アジア・太平洋経済協力（APEC）は、アジア太平洋地域の21か国・地域（エコノミー）が参加する経済協力の枠組みです。令和7年5月には、韓国にて9年ぶりに教育大臣会合が開催され、武部副大臣が出席しました。「デジタル・トランスフォーメーション時代における教育格差の解消と包摂的な成長の促進」をテーマに、革新、連携、繁栄の3つのセッションで議論を行い、会合の成果文書として共同声明及び議長宣言が採択されました。

(6) 国際連合大学（国連大学）

国連大学は、人類の存続、発展及び福祉に係る地球規模課題についての研究、研修及び知識の普及を目的とした国連のシンクタンクとして1975（昭和50）年に活動を開始した、我が国に本部を置く唯一の国連機関であり、令和7年に創立50周年を迎えました。文部科学省では、東京都渋谷区にある国連大学本部施設の無償供用及び資金の拠出等を通じてその活動を支援しています。

本部施設には世界に13ある国連大学の研究所の一つで

ある国連大学サステナビリティ高等研究所（UNU-IAS）が設置されており、地球規模課題の解決やSDGsの達成に向けた研究・教育活動を行っています。文部科学省では、世界各国からの学生が在籍しているUNU-IAS大学院プログラムや、UNU-IASが中核となって日本の大学のSDGsの取組強化等を図るために連携・対話する「SDG大学連携プラットフォーム（SDG-UP）」の活動等に対して財政支援を行っています。

第3節 二国間の教育協力

1 米国との人的交流

日米フルブライト交流計画は、昭和27年に開始され、現在は、54年の日米教育交流協定に基づき設置された日米二国間の国際機関である日米教育委員会により、フルブライト奨学金事業を根幹とする日米両国民のための修学、研究、教授その他の教育活動が実施されています。文部科学省では、毎年度予算の拠出及び同委員会の米国との共同議長等の支援を外務省と連携しつつ行っています。

本交流計画の開始からこれまでに、約1万人の学生・研究者等の交流が行われており、「フルブライター」と呼ばれる同窓生は、ノーベル賞受賞者を含め、政治・経済・教育・科学・学術・行政等の幅広い分野で活躍し、成熟した信頼ある日米関係の構築に貢献しています。令和8年（2026年）選考から、フルブライト語学アシスタント（FLTA）プログラムの応募資格基準を拡充し、新たに日本語教育に関する知識・技能を有する者も応募することが可能となり、本交流計画を通じた日米交流の更なる推進が期待されます。

2 二国間での政策対話

令和5年5月に永岡文部科学大臣（当時）とプリンケン国務長官（当時）との間で取り交わされた「日米教育における協力覚書」に基づき、同年10月に開催された第1回政策対話に引き続き、6年10月に第2回政策対話を開催し、学生や教職員交流、産学連携をテーマに、日米における近年の政策・取組の紹介及び意見交換を実施し、共同声明をとりまとめました。次回の政策対話に向けて、日米間での協議を継続していきます。

令和7年8月の第9回アフリカ開発会議（TICAD9）の機会に、あべ文部科学大臣（当時）とエジプトのラティーフ教育・技術教育大臣との間で取り交わされた教育協力及び人材育成の強化を目的とした意向証明書に基づき、8年1月、松本文部科学大臣とラティーフ大臣はエジプトにて第1回政策対話を開催し、TICAD10（2028年）に向け、両国間の一層の連携強化を図ることについて合意しました。また、政策対話の前に松本大臣はエルシーシ大統領と会談し、日本型教育の更なる発展等について意見交換を行いました。

第4節 国際教育協力・国際協働の推進

1 日本型教育の海外展開

知・徳・体のバランスのとれた力を育むことを目指す初等中等教育や、5年一貫の専門的・実践的な技術者教育を特徴とする高等専門学校制度など、我が国の教育制度に対し、諸外国から関心が寄せられています。

こうした状況を踏まえ文部科学省では、外務省や経済産業省、国際協力機構（JICA）、民間機関との連携・協力の下、日本型教育の海外展開（EDU-Portニッポン）を推進する事業を平成28年度から実施しています。令和7年度は、「応援プロジェクト」として、民間機関等の海外展開事業21件を採択・支援するとともに、「調査研究事業」で

は、EDU-Port事業による日本の教育の国際化・質的向上への効果検証、及び、第9回アフリカ開発会議（TICAD9）を踏まえ、アフリカのガーナにおける基礎学力及び非認知能力向上の効果検証の2事業を実施しました。8年度は、国際的にも高く評価される我が国の教育の特徴や実践の体系的な整理を行うとともに、日本の教育の国際化や教育産業の海外展開を一層促進する各種取組を実施します。

2 公的日系国際大学

我が国は、首脳レベルの合意を踏まえた二国間協定等に基づき、主に相手国における高等教育の質の向上等を目的

として、当該国による大学の設置に協力しています。令和7年度時点では、エジプト日本科学技術大学（E-JUST・平成22年2月開学）、マレーシア日本国際工科院（MJIT・23年9月開学）、日越大学（VJU・28年9月開学）が設置されています。当該大学の設置にあたっては、将来的な自立運営を目指しつつ、主に、JICAを通じて無償資金協力や円借款、技術協力が行われています。文部科学省としては、各種事業を通じた当該大学の研究者・留学生の日本への受入れ等の支援や、日本の大学教員の当該大学への派遣に関する国内大学への支援要請等を行っています。

3 初等中等教職員国際交流事業

文部科学省では、平成28年のG7倉敷教育大臣会合で国際協働及び教員交流の重要性が確認されたことを踏まえ、29年度より「新時代の教育のための国際協働プログラム」を実施しています。令和7年度は、日本への招へい人数・各国への派遣人数の交流人数をそれぞれ、中国招へ

い24人・派遣25人、韓国招へい59人・派遣60人、タイ招へい10人、インド招へい9人と合計約187名の教職員が本事業に参加し、教育制度や教育事情、生活、文化等について、幅広い相互理解と友好親善を深めました。

4 現職教員特別参加制度

現職教員の国際協力への参加促進を目的として平成13年度に創設されたJICA海外協力隊「現職教員特別参加制度」は、創設以来、約1,600名の現職教員が世界各地の開発途上国等で活躍してきました。令和7年度は、38名の現職教員が本制度に参加しています。

実践的な能力や経験を身に付けた日本の現職教員は、国際教育協力の貴重な人材です。また、途上国での活動により、教員の問題対処能力や指導力などの一層の向上や、帰国後、自身の貴重な経験を日本の教育現場に還元することなども期待されます。

第5節 ユネスコへの参加・協力

国際連合教育科学文化機関（UNESCO：ユネスコ）は、教育・科学^{*1}・文化の分野における国際協力の促進を通じて、世界の平和に貢献することを目的とする国際連合の専門機関であり（令和8年3月現在、194か国・地域が加盟）、日本が戦後最初に加盟した国連機関です。通常2年に1回開催されるユネスコ総会が、活動方針の決定や、事業・予算の承認、事務局長の任命等を行う最高意思決定機関となっており、第43回ユネスコ総会（サマルカンド、ウズベキスタン）では、第12代事務局長の任命が行われました。

ユネスコは、2030年を達成目標とする持続可能な開発目標（SDGs）の17の目標のうち、教育、科学技術、文化等に関する計九つの目標において重要な役割を果たすことを表明し、教育、自然科学、人文・社会科学、文化、コミュニケーション・情報並びに海洋に関する国際的議論を主導しています。「戦争は人の心の中で生れるものであるから、人の心の中に平和のとりでを築かなければならない」というユネスコ憲章の精神は、平和を求める日本にとっての希望であり、我が国は国内外において着実にユネスコ活動を広げてきました。

1 教育における取組

（1）国際的な枠組み

SDGsにおける教育に関する目標（SDG4）については、平成27年11月に、その実現のためのガイドラインとなる「教育2030行動枠組み」が、ユネスコ、加盟国政府、NGO等によるハイレベル会合にて採択されました。これに基づき、ユネスコを主導機関としてSDG4及びSDGsの他の教育に関連した目標を実現するための国際的な取組が実施されています。

SDG4の中でも特に重要であるのが、我が国の提案から始まった「持続可能な開発のための教育（ESD）」の取組です。ESDは、「持続可能な社会の創り手を育むため、現代社会における地球規模の課題を自らに関わる問題として主体的に捉え、その解決に向けて自分で考え、行動する力を身に付けるとともに、新たな価値観や行動等の変容をもたらすための教育」と定義されており、SDG4を含む全てのSDGs達成への鍵であることが国連決議で確認されています。

現在は、2030年までのESDの新たな国際的実施枠組みである「持続可能な開発のための教育：SDGs実現に向けて（ESD for 2030）」の下、様々なステークホルダーで構築される包括的ネットワークの構築や、優先行動五分

*1 国内ユネスコ活動に関する若者世代のネットワークを強化し、未来を担う若者からの声を我が国のユネスコ活動に反映するとともに、国際会議等における日本の若者からの発信力を強化するため、日本ユネスコ国内委員会運営小委員会の下に令和5年4月に設置されたもの。

野^{*2}のパートナーネットワークを越えた横断的活動・協力の強化が行われています。また、文部科学省信託基金の支援により、ユネスコはESDの実践の更なる推進を図るため教育関係者向け指導資料作成に取り組んでおり、日本を含む10か国の専門家及びユネスコスクールが実証研究に協力しました。

また、ESDの重要性は、「平和、人権、国際理解、協力、基本的自由、グローバル・シチズンシップ及び持続可能な開発のための教育に関する勧告」（令和5年11月採択）においても強調されています。文部科学省信託基金の支援により、ユネスコは本勧告をわかりやすく解説した対象者別ガイドの作成を進めています。

（2）文部科学省及び日本ユネスコ国内委員会による取組

文部科学省及び日本ユネスコ国内委員会では、国内外においてESDの普及・深化に向けた様々な施策を実施しています。

例えば、令和5年6月に閣議決定された「第4期教育振興基本計画」において、総括的な基本方針として「持続可能な社会の創り手の育成」を掲げ、また、今後の教育政策に関する五つの基本的な方針等においてもESDを推進すると示しています。

また、学校教育の分野では、小学校、中学校及び高等学校の学習指導要領前文及び総則において、これからの学校に求められることとして、前文及び総則に「持続可能な社会の創り手」の育成を掲げています。また、日本独自の取組として、ユネスコスクール^{*3}をESDの推進拠点と位置付け、世界的な学校間ネットワークを生かした交流・協働学習、好事例の共有、教師の知見共有などの推進を通じて、教育の質の向上に取り組んでおり、カリキュラム・マネジメントや社会に開かれた教育課程に関する多くの優良事例が生まれています。

具体的な活動としては、全国のユネスコスクール関係者が一堂に会し、好事例の共有や交流を行うユネスコスクール全国大会を年1回開催しています。令和7年度は、第17回大会を、上智大学においてオンライン配信を併用した形式で開催しました。当日は、全国から約400名の教職員やユネスコ活動関係者等の参加がありました。これらの取組については、日本ユネスコ国内委員会ウェブサイト、ユネスコスクールウェブサイト等に掲載するなど幅広く情報発信を行っています。

このほか、文部科学省と環境省の協力により、持続可能な地域づくりと人づくりの官民協働プラットフォームであ

る「ESD推進ネットワーク」が形成され、その拠点として、全国の「ESD活動支援センター」及び「地域ESD拠点」が多様な活動を展開しています。

また、ユネスコを通じた世界的なESD推進の取組として、日本政府の支援によりユネスコが実施する「ユネスコ/日本ESD賞」があります。この賞は、世界中のESDの実践者にとってより良い取組に挑戦する動機付けと、優れた取組を世界中に広めることを目的に実施されるもので、平成27年から令和元年までは毎年、2年以降は隔年で、世界中から推薦された案件から毎回3件が選ばれています。令和7年には、申請総数120件の中から、ベナン、ブラジル、パナマの3団体が選ばれ、11月にパリのユネスコ本部で授賞式が開催されました。授賞式では、日比谷潤子日本ユネスコ国内委員会会長から、各受賞団体に対し5万米ドルが授与されました。

2 科学における取組

科学分野では、政府間海洋学委員会（IOC：Intergovernmental Oceanographic Commission）、政府間水文学計画（IHP：Intergovernmental Hydrological Programme）、人間と生物圏（MAB：Man and the Biosphere）計画及びユネスコ世界ジオパークをはじめとする持続可能な開発のための国際科学プログラム、学術研究支援などのユネスコの諸活動に積極的に参加・協力しています。

IOCの分野では、国際協力により地球規模での海洋学に関する知識、理解増進のための科学的調査の推進を図ることを目的とし、海洋観測・調査、海洋データの収集管理及び交換、津波早期警戒システムの構築、能力開発、地域協力等を行っています。IOCが提案主体となって国連で採択された「持続可能な開発のための国連海洋科学の10年（2021-2030）」が令和3年から開始されています。また、5年6月から、道田豊東京大学大気海洋研究所特任教授・総長特使（国連海洋科学の10年担当）がIOC議長を務めています。（7年7月に再選。任期は9年のIOC総会まで）

IHPの分野では、国際協力により水資源の合理的管理のために科学的基礎を提供することを目的に、世界的観測網によるデータ収集、世界の水収支の解明、人間活動が水資源に与える影響の解明等に関する科学的及び教育的事業を行っています。IHPは令和7年に50周年を迎え、東京大学の沖大幹教授をはじめ我が国の専門家が大きく貢献して

*2 ①政策的支援、②機関包括型アプローチ、③教育者、④ユース、⑤地域コミュニティの5分野

*3 ユネスコスクール（UNESCO Associated schools network：ASPnet）とは、ユネスコの理念や目的を学校のあらゆる面に位置づけ、児童生徒の「心の中に平和のとりでを築く」ことを目指す世界的な学校間ネットワークである。世界180か国で約1万校、日本国内にはその約1割にあたる約1,000校がユネスコ本部の認定を受け、ユネスコスクールネットワークに加盟している。

います。また、国立研究開発法人土木研究所の中に置かれた水災害・リスクマネジメント国際センター（ICHARM）が、ユネスコの認証を受けた機関として、外国からの研究者の受入など国際貢献を行っています。

MAB計画の分野では、本事業の枠組みに基づいて国際

的に認定された地域である「ユネスコエコパーク」*4を推進しています。ユネスコエコパークは、生態系の保全と持続可能な利活用の調和（自然と人間社会の共生）を目的とする取組で、令和8年3月現在で、我が国では計10か所（図表2-8-1）、（図表2-8-2）が登録されています。

図表2-8-1 ユネスコエコパークの3つの地域（ゾーニング）



図表2-8-2 国内のユネスコエコパーク



ユネスコ世界ジオパークは、国際的に価値のある地質遺産を保護し、そうした地質遺産がもたらした自然環境や地

域の文化への理解を深め、科学研究や教育、地域振興等に活用することにより、自然と人間との共生及び持続可能な

*4 平成22年1月、日本ユネスコ国内委員会では、生物圏保存地域（BR：Biosphere Reserves）により親しみをもってもらうために、日本国内ではBRをユネスコエコパークと呼ぶことを決定した。

開発を実現することを目的とした事業です。令和8年3月現在で、我が国では10か所（**図表2-8-3**）が登録されています。7年9月にはMine秋吉台ジオパーク（山口県）がユネスコ世界ジオパークカウンシルから認定勧告を受けており、8年4月にユネスコ世界ジオパークに認定される

予定です。また、5年から、中田節也東京大学名誉教授が同カウンシル議長を務めています。ユネスコエコパークとユネスコ世界ジオパークのいずれも、学術・教育・観光資源としてのさらなる活用が期待されています。

図表2-8-3 国内のユネスコ世界ジオパーク



ユネスコは先端・新興技術の倫理に関する規範設定文書の作成にも取り組んでおり、「ニューロテクノロジーの倫理に関する勧告」が令和7年11月の第43回ユネスコ総会において採択されました。

3 文化及び情報コミュニケーションにおける取組

文化分野について、ユネスコは、世界遺産や無形文化遺産などの条約に基づいた文化遺産の保護を進めているほか、ユネスコ創造都市ネットワーク事業も実施しています*5。

ユネスコ創造都市ネットワーク事業は、創造性（creativity）を核とした都市間の国際的な連携によって、地域の創造産業の発展を図り、都市の持続可能な開発を目指すユネスコの事業で、2004（平成16）年に創設されました。我が国における加盟都市は計12都市*6（世界の加盟都市は408都市）（令和7年10月現在）で、8分野（文学、映画、音楽、クラフト&フォークアート、デザイン、メディアアート、食文化、建築）のいずれかに分類されます。

令和7年10月には、クラフト&フォークアート分野において福井県越前市の加盟がユネスコより認定されました。情報・コミュニケーション分野について、ユネスコは、世界的に重要な記録物への認識を高め、保存やアクセスを促進することを目的とした、ユネスコ「世界の記憶」事業を1992（平成4）年より実施しています。「世界の記憶」では我が国に関連する案件として、7年4月現在で、共同申請も含め国際登録が9件、アジア太平洋地域登録が1件あります。直近では、同年7月にユネスコにおいて公募が行われ、我が国から、「観世宗家伝来世阿弥能楽論『風姿花伝』」（申請者：一般財団法人 観世文庫）をユネスコに申請しました。同伴については、2027（令和9）年のユネスコ執行委員会で登録の可否が決定される予定です。

*5 世界遺産及び無形文化遺産については参照：第2部第7章第2節 6

*6 静岡県浜松市（音楽）、石川県金沢市及び兵庫県丹波篠山市（クラフト&フォークアート）、北海道旭川市、愛知県名古屋市及び兵庫県神戸市（デザイン）、北海道札幌市（メディアアート）、山形県鶴岡市及び大分県臼杵市（食文化）、山形県山形市（映画）、岡山県岡山市（文学）、福井県越前市（クラフト&フォークアート）

日本のユネスコ加盟75周年 記念プロジェクトについて

2026年は、日本が1951年に国際連合教育科学文化機関（UNESCO：ユネスコ）に加盟してから、75周年です。文部科学省では、この節目の年を機に、ユネスコの理念や活動の意義を広く発信し、国内のユネスコ関連活動のさらなる活性化を図るため、「日本のユネスコ加盟75周年記念プロジェクト」を実施しました。

記念プロジェクトの一環として、記念イベントのカレンダー及び関連資料等を掲載する特設サイトを開設しました。75周年を象徴する記念ロゴマークを制作し、ユネスコ活動関連団体による投票を実施した上で、関係機関・団体において幅広く活用しました。

また、国内のユネスコ登録事業が一目で分かる記念ポスターを制作するとともに、女優・ミュージシャンの松下奈緒さんをナビゲーターに迎えた特別映像*¹や、ユネスコ登録事業を紹介する旅行雑誌を制作・公開しました。

さらに、5月20日には、ハーリッド・エルアナーニーユネスコ事務局長をはじめ、国内ユネスコ登録事業の関係者が一堂に会する「記念フォーラム」を開催しました。引き

続き、ユネスコに関わる様々な関係者間で一層の連携が進んでいくことと思います。



これらの取組を通じ、ユネスコ活動に対する国民の理解促進を図り、ユネスコ活動を推進しています。



* 1 参照： <https://youtu.be/aFWK8N8cQ0s>